

第12章 環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書の相違点

環境影響評価書の作成にあたっては、環境影響評価法第20条第1項に基づく京都府知事意見を勘案するとともに、同法第18条1項に基づく環境の保全の見地からの意見に配慮して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行なった。

環境影響評価準備書からの主な相違点を表12-1-1に示す。なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については適宜行った。

表 12-1-1(1) 環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P2-26 図 2.3-12 線路の配置 検討スケジュール	(図中の年月) 「準備書 H27」 「(説明会)」 「評価書」	(図中の年月) 「準備書 H27.3」 「(説明会) H27.3」 「評価書 H27」に修正
P2-29 2.3.11 宇治川を渡河 する橋梁の検討	構造の検討に当たっては、宇治市において専門家、学識経験者で構成された「宇治市まちづくり審議会部会 ^註 」を新たに設置し、数回にわたって議論を行ってきた。その主な意見を下記に示す。	構造の検討に当たっては、宇治市において専門家、学識経験者で構成された「宇治市まちづくり審議会部会 ^註 」(以下、「審議会部会」という)を新たに設置し、環境影響評価準備書手続き(以下「準備書」という)までに数回にわたって議論を行ってきた。その主な意見を <u>次頁</u> に示す。
P2-30 2.3.11 宇治川を渡河 する橋梁の検討	以上のおおりに、河川条件という制約がある中で議論してきた結果、眺望景観を阻害しない(目立たない)構造であり、桁下端を現在の橋梁と揃えたうえで上端を極力低く、列車の車窓からの眺望にも配慮できる構造案については一定の評価を得た。 今後、環境影響評価準備書手続きの中で地元住民などからの多様な意見を聞いたうえで、構造形式の絞込みや色彩を含めたディテールについて引き続き「宇治市まちづくり審議会部会」の中で検討を行っていきたいと考えている。	以上のおおりに、河川条件という制約がある中で議論してきた結果、眺望景観を阻害しない(目立たない)構造であり、桁下端を現在の橋梁と揃えたうえで上端を極力低く、列車の車窓からの眺望にも配慮できる4つの構造案については一定の評価を得た。 その後、準備書手続きの中で地元住民の意見を求めたが、構造形式に対しての意見はなかった。そのため、 <u>施工計画や構造計画の検討を進め、鋼桁の優位性について平成27年9月30日の「審議会部会」で報告し、「プレートガーダー構造」と「ポニーラス構造」のどちらの構造についても眺望景観に配慮できている点について確認を得たところである。</u> <u>今後も、頂いた意見を踏まえつつディテール等について引き続き検討を進め、最終的な構造を決定していく予定にしている。</u>

表 12-1-1(2) 環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P3-45 ①動物の生息状況	鳥類は、事業実施区域にかかる繁殖地は確認されていないが、近傍では、コシアカツバメの繁殖地が宇治橋周辺で確認されている（図 3.1-13）。	鳥類は、事業実施区域にかかる繁殖地は確認されていないが、近傍では、コシアカツバメの <u>集団分布地</u> が宇治橋周辺で確認されている（図 3.1-13）。
P3-50～51 図 3.1-13(1)～(2) 鳥類 集団分布地	(図中凡例) 鳥類繁殖分布地（第 4 回自然環境情報図）	(図中凡例) 鳥類 <u>集団分布地</u> （第 4 回自然環境情報図） (図中) 集団分布地の位置を修正
P3-80 3.1.8 一般環境中の放射性物質の状況	—	「3.1.8 一般環境中の放射性物質の状況」の項目を追記
P3-105 表 3.2-11(7) 学校、病院その他の環境保全施設の状況 P3-107 図 3.2-6(2) 環境保全施設の状況	—	表中及び図中に 「ひだまり鍛冶塚」 「ひだまり久世」 「グループホームひだまり浜道裏」 「グループホームゆうあい寺田」 「グループホームリエゾン萌木の村」 を追記
P3-110 表 3.2-12(2) 本事業及び事業実施区域に係る関係法令等	—	「宇治市風致地区条例（平 26.12.26 条例第 33 号）」を追記
P7-2、P7-4 表 7.1-2 環境影響評価項目 表 7.1-3(2) 環境影響評価項目として選定する項目及びその選定理由等	—	「放射線の量」の項目を追記
P8-2-102～104 表 8.2-22(1)～(3) 鉄道騒音予測結果	—	環境保全措置を講じない場合の複線化後の等価騒音レベルを追記 「最大騒音レベルの予測結果は資料編 P147, 148 に示す。」を追記

表 12-1-1(3) 環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
<p>P8-2-107 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、列車の走行による騒音の影響を回避又は低減させるため、表 7.2-24 に示した新品の軌道材料の使用の環境保全措置を確実に実施するが、これらの保全措置は、予測計算では勘案していないため、供用後に実施する環境保全措置により予測結果はさらに低減されるものと考えられる。 このことから、事業者による実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</p>	<p>本事業では、列車の走行による騒音の影響を回避又は低減させるため、表 8.2-24 に示した新品の軌道材料の使用および適切な維持管理の環境保全措置を確実に実施するが、これらの保全措置は、予測計算では勘案していないため、供用後に実施する環境保全措置により予測結果はさらに低減されるものと考えられる。 また、防音壁の高さは、列車による騒音の影響を回避又は低減させる中で、沿線住民に圧迫感を与えず、日照や景観上の観点にも配慮しつつ、材料の汎用性等も総合的に勘案して、人の目線程度となる「RL+1.0m」を基本とし、予測結果を踏まえて必要とされる防音壁の高さを設定している。 なお、防音壁の設置範囲は、周辺環境や沿線住民のからのご意見等を踏まえ、今後関係機関等と協議の上決定していく。 このことから、事業者による実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</p>
<p>P8-2-107 b) 基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>基準又は目標との整合性の検討として、評価結果を表 7.2-25 に示す。これによると、全地点で予測結果（等価騒音レベル(L_{Aeq}))は調査結果を下回っており、指針を満足する。 以上より、鉄道の走行による騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p>	<p>基準又は目標との整合性の検討として、評価結果を表 8.2-25 に示す。これによると、全地点で予測結果（等価騒音レベル(L_{Aeq}))は調査結果を下回っており、指針を満足する。 なお、本事業の目的は、ダイヤが乱れた際の回復性を向上させることおよび行違い待ち時間を解消することであり、列車の増発が目的ではないが、列車の運行本数が大幅に増加することになった場合は、再度予測計算を行い、現況（換算値）よりも大きくなる地点について、適切な環境保全措置を講じることとする。 以上より、鉄道の走行による騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p>

表 12-1-1(4) 環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P8-6-19 表 8.6-7 環境保全措置の検討の状況	構造物の形状への配慮は、周辺の自然、農地、市街地景観との調和を図ることから、景観等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。また、宇治川橋梁は、周辺の景観に配慮し、「宇治市まちづくり審議会部会」によって検討された構造を採用することで景観等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	構造物の形状への配慮は、周辺の自然、農地、市街地景観との調和を図ることから、環境保全措置として採用する。また、宇治川橋梁は、周辺の景観に配慮し、「宇治市まちづくり審議会部会」によって検討された構造を採用することで景観等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。 <u>なお、評価書作成時点の検討状況としては「プレートガーター構造」と「ポニーラス構造」の2案について眺望景観に配慮できている点の確認を得たところである。</u>
以降、資料編 P 資料編-147、148 表 2.1 1 最大騒音レベル予測結果一覧表 表 2.2 1(2) 単発騒音暴露レベル予測結果一覧表	-	環境保全措置を講じない場合の複線化後の最大騒音レベル、単発騒音暴露レベルを追記